番号	①
項目	「常勤支援員の複数配置」により、各事業所の支援員体制を確保できる条件は生まれましたが、運営費における職員の人件費と家賃等の事業運営費が大きく、府内の他市に比べ2倍近い保育料負担が軽減できておらず、どの地域に生まれ育っても「平等に保育を受けられる権利」が十分に保障されていません。運営費補助金を増額してください。 とりわけ、各事業所の努力による減額制度を前提とせず、大阪市として「ひとり親家庭」「多子家庭」への減免制度を創設してください。
（回答） 補助金については、大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算、障がい児受入推進加算を行い、令和６年度には、新補助基準による増額を行うなど、補助金交付基準の引き上げ、増額を行っております。 利用料については、おやつ代や傷害保険料等を含んで事業者が各々設定しているものであり、その減免・減額制度についても事業者で検討いただいております。 大阪市では「児童いきいき放課後事業」において、無料で利用できる放課後の居場所を提供しており、ひとり親家庭等に寄与していると考えております。	
担当	こども青少年局 企画部青少年課（放課後事業グループ）電話：06-6684-9559

番号	②
項目	各事業所で支援員（補助員含む）不足が深刻化しています。近年、「放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童支援員等処遇改善事業」により、一定整備されつつありますが、依然として他業種に比較して処遇の開きが大きいため、継続的な就業としての選択が困難になっています。 大阪市において、各施設ですでに国の補助要件が満たされており、抜本的な職員の処遇改善につながる「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を予算化してください。
（回答） 放課後児童クラブにおける職員確保については、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、令和４年２月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を３％程度引き上げるための補助を実施しています。 加えて、令和６年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合」の補助基準を新設し、令和７年度より、障がい児受入推進加算について、障がい児を受け入れるために職員を追加で配置した場合も補助対象とし、補助を行っています。 放課後児童クラブへの補助制度の拡充に伴い、新たに拡充した補助金の申請が増えていますが、まだ２割近くの放課後児童クラブでは未申請の状況です。 引き続き、各クラブの運営体制等を把握し、未申請のクラブの方も補助制度が活用できるよう助言を行うなど支援を行ってまいります。	
担当	こども青少年局 企画部青少年課（放課後事業グループ）電話：06-6684-9559

番号	③
項目	運営事業者の事務負担の増加により、各事業所で今後の運営の担い手が厳しい状況におかれています。国が予算化している育成支援以外の業務にあたる職員確保のための「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を大阪市においても予算化し、運営負担を軽減するための職員確保を進めてください。

（回答）

「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」に相当する経費につきましては、運営費補助金の対象経費に含まれていると考えております。

職員の皆様の運営負担を軽減することは、児童への支援・見守りに充てる時間の確保につながると認識しております。

補助項目の増加に伴う補助金申請の煩雑化に対し、令和７年度途中からクラウド環境を活用した業務効率化、事業者の事務負担の軽減に資する取り組み等と合わせ、引き続き事業者支援に取り組んでまいります。

担当	こども青少年局 企画部青少年課（放課後事業グループ）電話：06-6684-9559

番号	④
項目	大阪市からの通知により、学童保育と小学校の連携は進んできていますが、他市と比べても、学童保育の認知は低い状況にあります。放課後児童健全育成事業は法に位置付く事業であり、児童福祉事業として市民生活に直結するものです。小学校在所児童に対する広報等の検討と、保育所等に通う就学前児童に対する広報について、大阪市のホームページ以外の広報を検討してください。 また、大阪市内の府立支援学校に通う児童・保護者に対し、大阪市内の学童保育所及び、居住地域のいきいき事業を利用できる旨を広報してください。新入生向けの入学説明会の際には、資料の配付を行ってください。

（回答）

「留守家庭児童対策事業」は、民設民営で実施する留守家庭児童を預かる取り組みに対する補助事業であることから、各事業者において広報活動等を行われるのが基本と考えております。

その上で、事業を所管しているこども青少年局において、市民からの問い合わせや相談などに応じるとともに、本市ホームページにおいて、放課後児童クラブの実施場所や連絡先を掲載し周知を図っており、令和６年３月から、希望する放課後児童クラブについては、それぞれの放課後児童クラブのホームページへ移行できるよう、リンクの貼り付けを行っております。

また、留守家庭児童対策事業の実施場所や連絡先をまとめたパンフレットを作成しており、各区への配布や、各小学校への情報提供など、周知を図るとともに、大阪市公式 LINE アカウントに登録いただいている中で、５才のお子さんがいる方へ、「留守家庭児童対策事業のご案内」「児童いきいき放課後事業のご案内」と題した情報発信を行っております。

担当	こども青少年局 企画部青少年課（放課後事業グループ）電話：06-6684-9559